

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2016年10月13日

アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない 【第14号】

9/15

控訴審第1回弁論報告 次回（12/8）は結審！！

控訴審はわずか二回の
審理で終結とは！！

【控訴審第一回弁論報告】

九月一五日（木）午後二時、大阪高裁において控訴審第一回口頭弁論が開かれました。

三人の裁判官は見るからにやる気のなさそうな顔（特に左右の陪席裁判官）で、本件が重大な憲法訴訟であるという意識などは全く感じられませんでした。

裁判所は、開廷して最初に補助参加の申立てを却下し、代理人の退廷を命じました。

実質審理に入りまず控訴人本人の意見陳述。初めに、大分哲照さんが、浄土真宗本願寺派の僧侶で、また、遺族（大叔父さんが戦死）の立場で、かつ、小泉首相の靖国参拝違憲訴訟で明確な違憲判断を得た原告の立場

やる気なさげ！裁判官 by 山内



田中義則

松田 亨

檜皮高弘

から、そして次に若者の立場からKさんが意見陳述を行いました。（四ページより掲載）。

次に弁護団が、原判決がいかにデタラメであるかを指摘する控訴理由書の要旨について陳述しました。

第一章 権利侵害の内、内心の自由形成の権利等及び期待権について定岡弁護士が、次に権利侵害の内の平和的生存権について和田弁護士が、三番目に第二章 政教分離違反について加島弁護士が、四番目に第三章 事実認定から、第六章 まとめの部分について吉田弁護士がそれぞれ要旨を陳述し、そして最後に新井弁護士が総括を述べました（控訴理由書陳述要旨は九ページより掲載）。

裁判長は、国、安倍首相及び靖国神社の各被控訴人の答弁書の陳述を確認した後、控訴人弁護団に対し、他に主張・立証がなければ終結したいが、さらに主張・立証の予定があるのかを尋ね、中島弁護士が「平和的生存権についてさらなる主張・立証を予定しています」と答えると、裁判所は「合議します」と、一旦、奥に引っ込みました。こういう場合、合議と称して一旦奥に引っ込むや、すぐに出てきて「結審」ということが往々に

してあるので緊張しましたが、三人の裁判官は引っ込んでからなかなか出てきません。（十分程度？）。やっとな出てきて、裁判長が「次の準備書面はいつごろ出せますか」と尋ね、中島弁護士が「一ヶ月半は欲しいです」と答えると、「じゃ、十月末までに出してください」ということになり、日程調整の結果、次回弁論は十二月八日午後二時からに決まりました。そして、裁判長から「次回終結ということでもいいですね」と念を押されてしまいました。

弁論後、直ちに弁護団会議が開かれ、次回弁論までの平和的生存権の主張・立証の骨子としての枠組みが決められました。

残念ながら次回で結審となってしまうましたが、最後のチャンスにかけべく訴訟団として全力を尽くし

お知らせ
控訴審第2回弁論

12月8日(木) 2時～

202号法廷

詳細は後日お知らせ

たいと思いますので、みなさんの一層の結集とご支援をお願いします。

講演 & 弁論報告集会

【弁論報告】

当日の夜六時半からエルおおさかにおいて第一回口頭弁論の報告と木戸さんによる講演集会が開かれました。

最初に弁護士からの報告がありました。中島弁護士から、次回十二月八日で結審となること、そのときに、主張・立証する平和的生存権についての骨子としては、①政教分離と平和的生存権は一体のものであること、②戦争に向かっている現状（加害状況）について、③原告（控訴人）の被害感情について、考えていますが、その中で特に③については、緊

急アンケートをお願いしたい旨の説明をされました。

引き続き、和田弁護士から、今日、最悪の場合はその場で裁判所から結審を言われるのではと心配しましたが、せっかくチャンスが与えられたので、みなさんと一緒にこのチャンスを生かしていきたいと述べられ、和田弁護士が急遽作成され、会場に配られた前記③に関するアンケートについての説明をされました。



控訴人陳述の感想を一言！大分さん

次にこの日意見陳述された大分さんとKさんが挨拶されました。

【講演／木戸衛一さん】

今回の集会で講師をお願いした木戸衛一さんに「軍事化する日独とヤスクニ」というタイトルで講演をしていただきました。私は最初、このタイトルから、

ドイツも最近では軍事化してきているという講演なのかなと思っていたが、実際に講演を聴いてみると、確かにドイツでも海外派兵をしたりしているが、やはり戦争への反省や総括のしかたについては日本とは全く質が違うという講演でした。

日本では抽象的に「戦争への反省」ということは言われるが、ドイツでは明確に「戦争をもたらしした暴力支配」への反省ということが社会に浸透しているとのことでした。

また、日本においては右派は「アイデンティティ」を過去のみに求める傾向があるが、ドイツでは過去の総括・反省から新たな「アイデンティティ」を創りあげるものだと考えられているということでした。

【第五回「合祀取消要請行動」の呼びかけ】

遺族原告の菅原龍憲さんより十一月の靖国神社への合祀取消要請行動の呼びかけがありました。その中で木戸さんとドイツへ同行された菅原さんは、安倍首相は自らの靖国神社参拝へのコメントとして、『英霊』に対し尊崇と感謝の念を持って参拝した」と言っているが、そこには加害への反省は全くなく、その言



木戸衛一さんによるパワポを使った分かりやすいお話。

葉自体が被害の国に対する暴力であると述べられました。最後に「中国人強制連行・国賠訴訟を支える会」より「大阪」・花岡国賠訴訟」の勝利に向けた訴え、と私たちにとってその意義の重要性を訴えられました。

以上
文責：高橋 靖

傍聴記 その一
生者と死者の生き方を考える
尊い場所であった

名古屋／高橋律子

大阪地裁二〇二号法廷に入るのは今回で二度目である。今朝、新幹線で名古屋を発ち、一時三〇分までの傍聴抽選に間に合うよう、ここに来てきた。初回と比べて緊張感はない。何故だろうと入廷までの行動を振り返った時、地裁前で抽選を待つ間の雰囲気全てを支配していた。前回は被告側の黒装束の団に脅威と違和感を覚えたが、今回は彼ら側に安堵感が漂い、同時に暑さのため、黒の上着はネクタイ付白ワイシャツに替わっていた。なによりも彼らの表情に余裕と笑顔があり、多少の会話があったことだ。

午後二時より始まった最初の控訴人Aさんは僧衣を身に着けた浄土真宗の僧侶でした。Aさんは大叔父の合祀の取り消しを求めて、一九八五年中曽根康弘首相の違憲訴訟から、続けて原告に参加されている方でした。Aさんの意見陳述を聞いているうち、どこからともなく死者のこと、死後のことがゆつくりと記憶を呼び起こすように立ち上がってきた。そ

うか、この場所は死者が生きている場所で、生存者に話しかける場所なのだ。今回の訴訟は国という巨大な組織に殺された人たちが声を上げる場所なのだ。さすれば私たちはAさんの声を通して死者の声を、語られなかった真意を真摯に聞き取らねばならない。三人の裁判官と控訴人、被控訴人たちはそういう気持ちで耳を傾けているだろうか。裁判長はどういうときでも顔面の皺ひとつ動かさないようにと努力しているようだ。それでも時折、横に固く結んだ口が動きそうになるのをできるだけ我慢しているように見えた。

法廷は前側が法廷で、間を柵で仕切られて傍聴席が置かれている。そこには記者席、控訴人席、被控訴人席、傍聴券で入廷して人、総勢約八〇名からの席が設けられている。賛成も反対も何らの意志も表明せず、ただ、そこにいるだけの傍聴人の役割とはなんだろう。私は、この場に生きている死者と結束して、姿なき声、無声の声を無限のエネルギーに変えて、私たちの存在そのものが弁護団への支援となり、裁判官、被控訴人への情に訴える力となつてほしいと切に願った。そして死後の世界を生きたとはこういうことかと考えが至った時、「無意味に殺された人た

ちが死後も自由に解放されることなく、靖国神社という組織によって、殺された集団の一員として、閉じ込められ、家族や知人の呼びかけにも十分答えられず、共に食し、共に遊んだ仲間のもとに帰っていくこともできず、神として祀られている怒りを今、この法廷で爆発させている」という情景がまざまざと目に浮かび、思わず声を飲み込んだ。

二番目の控訴人Bさんは若い女性でした。過去の悲惨な歴史を現実化したくない思いを国際情勢等、日本が現在、持っている不安要素を列挙して、平和的生存権の確保を求め、司法への怒りを陳述されました。己の意見を匿名でしか陳述できない状況にあることは、今、未来を生きようとする若者にとって、正に内に爆弾を抱えて暗闇に向かっていているようなものであろう。それなのに総理大臣は国民の不安を一層、掻き立てるように、靖国参拝を行う。決して許されるべきではない。釈迦のいう「殺してはならぬ、殺させてはならぬ」そんな世界を目指して、私たちは日々生活していきたいと願っている。

一時間に及んだ審議は、途中、控訴人側から提出された平和的生存権に関する資料について、裁判官の合

議退席が、およそ四〇五分あったが、三時直前に終了。私にとって、生者と死者の生き方を考える尊い場所であった。

傍聴記 その二
次回、早くも結審

福岡／倉掛直樹

今年大阪に来たのは二度目で、前回は一月二八日の判決日だった。その地裁の判決は全くひどいもので、判決言い渡し直後法廷は怒号に包まれた。その中で佐藤裁判長が奥へ引込まず、じつと立ってこちらを見ている光景は忘れられない。

さて、九月一五日午後一時裁判所に着くと早々と玄関に二〇名ほどの人が集まっている。ほとんど相手側の人達だ。一時半過ぎ傍聴券の抽選が行われた。六〇枚の傍聴券に約一六〇名の人々が並んだ。今回は原告席に入ってもらった。裁判官は初対面だったが名乗られなかったもので、名前はわからなかった。後日電話で大阪高裁に問い合わせると、裁判長

は松田亨（とおる）さん、傍聴席から見て左側が田中義則さん、右側は檜皮（ひわだ）高弘さんとわかった。

弁論の最初に行われた二名の原告意見陳述はとても良かったし、力も入っていた。また弁護団の控訴理由の陳述の中で加島弁護士が第一審判決で政教分離原則について判断しなかったことを批判したり、判決文の中で裁判官が引用した最高裁判平成一八年判決は間違っていると言われたことは印象に残った。陳述の時、向って右の裁判官は耳を傾けていないようだった。左の裁判官も落ち着きがなかった。松田裁判長は、一見高圧的には見えなかったが、早く終わらせたいという態度で、何度も「終結しますよ」と繰り返し返していた。次回一回で結審というのにも押しまくられた感じだった。

とにもかくにも次回（十二月八日）の結審は動かさそうにない。弁護団の方針のとおり「首相の靖国参拝は政教分離原則に違反して違憲であり、私たちの平和的生存権を侵害する」という主張を原告の陳述とともに聞きたいと思う。

最後に、福岡市で起こっていることを紹介したい。今年の二月十一日、

福岡市長が日本会議福岡主催の建国奉祝式典に出席し祝辞を述べた事件である。式典のテーマは憲法改正だった。後日この事実を知り秘書課に抗議、そして監査請求をしたが請求棄却となった。「福岡市長の行為は社会的儀礼（お付き合い？）であり、問題ない」という理由である。頭にきたので住民訴訟することに決めた。二十名ほどの原告で本人訴訟である。提訴は九月末。「こちら原告で張りまーす」。



駆けつけた九州・四国の原告たちと集会後の交流会で「まだまだこれから！」カンパニー

意見陳述書

控訴人 大分哲照

（福岡県／仏教徒 遺族）

一九四八年九月二〇日生まれ

私は、浄土真宗本願寺派の僧侶としてまた明圓寺住職として、深く仏教に帰依し、宗祖親鸞が明らかにされた本願念仏の教えをよりどころとして生きてきました。その僧侶の本分として浄土真宗の教えを布教伝道する職にあります。

また、私は、遺族の一人でもあります。祖父大分静運の兄、大分等が日清戦争に軍属（通弁）として従軍し、戦死しております。現在も「大分等命」として靖国神社に合祀されております。

父、大分勇哲（二〇〇五年死去）は、再三再四靖国神社に赴きその合祀取り消しを願ひ出ておりますが、未だに実現していません。靖国神社にも祀る自由があるということですが、とても承服できません。一体、このような遺族の意思を無視した合祀ができるのでしょうか。仏教徒であった大叔父が、仏教とは全く違う宗教である靖国神社に神として合祀されていることに、遺族の一人として不快感を抱き精神的苦痛を感じ

ています。

日本国憲法では、思想・良心の自由、宗教の自由等が保障され、基本的人権の尊重が謳われています。そのような中で、遺族の意思も聞かずに、自らが信仰する宗教ではない靖国神社に神として祀られるということが許されるのでしょうか。

私は戦後の生まれですが、日本と世界の歴史を学び、所属する宗門の歩みを振り返る時、国家の行う戦争を聖戦として追従し、加担していた歴史を反省せずにはおれません。それ故、憲法二〇条に違反し、一宗教法人靖国神社を唯一の戦没者追悼の場として認めることとなる首相の靖国神社参拝を見過ごすことはできません。

このような理由から、私は、一九八五年八月一五日の中曽根康弘首相の公式参拝に対する違憲訴訟、二〇〇一年八月一三日の小泉純一郎首相の靖国神社参拝に対する違憲訴訟、そして本件二〇一三年一月二六日の安倍晋三首相の靖国神社参拝に対する違憲訴訟の全てに、原告として参加しました。

これらの訴訟で、一九九二（平成四）年二月二八日、福岡高等裁判所は、「継続なら違憲の



疑い」と判断しています。

また、当大阪高等裁判所においても一九九二（平成四）年七月三〇日、法二〇条三項、八九条に違反する疑いがあるというべきである。」と明確に判断しています。

さらに、一九九七年四月二日、最高裁判所大法廷は、被告・愛媛県知事の靖国神社例大祭等への公金支出が憲法違反であることを認めました。県に対してもこの判決です。同じ行為を国がした場合、その影響は比べ物にならないくらい大きいと言わざるを得ません。

公金支出だけではなく、内閣総理大臣が靖国神社に宗教行為として参拝することにより、靖国神社を特別に支援するという印象は、非常に強くなると見るべきです。

そして、二〇〇四（平成一六）年四月七日、小泉首相靖国参拝違憲九州・山口訴訟の福岡地方裁判所判決においては、「本件参拝直後の終戦記念日には、前年の二倍以上の参拝者が靖国神社に参拝し、閉門時間が一時間延長されたことなどからすれば、本件参拝によって神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するような効果をもたらしたというべきである。」とし、小泉純一郎首相の靖国神社参拝は、「憲法二十条三項によって禁止され

ている宗教的活動に当たると認めるのが相当である。したがって、本件参拝は憲法二十条三項に反するものというべきである」と違憲判断を出しています。

さらに、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり判示するものである」と結んでいます。

この判決でも、主文は「原告らの請求をいずれも棄却する。」ですから、損害賠償等の請求は認められませんでした。その点から見ますと、今も私が抱いている精神的苦痛、そして祭祀に関する自己決定権は侵害されたままです。

しかし、裁判所は、小泉純一郎首相の靖国神社参拝の「違憲性を判断することを自らの責務」と考えて判示したという、その一点に私は大きな光を見出し、今後、首相の靖国神社参拝はできないだろうと大きな期待をしました。また、「司法の独立」をまもり、「司法の責務」を貫いた判決だと思いました。

ですから、今後この判決を覆すような首相、内閣総理大臣は現れないであろうと期待いたしました。そうであれば、私自身も違憲訴訟の原告

になる事はないであろうし、子や孫にもこのような苦痛が及ぶことはないであろうと、大きな期待がありました。

原告団は控訴することも考えましたが、これ以後、首相の参拝はできないだろうと大きな期待を持ち、断腸の思いで控訴を断念したのです。

ところが、本件内閣総理大臣安倍晋三の靖国神社参拝によって、その期待権は不当にも侵害されたのです。何よりも憲法九十九条に謳われた憲法尊重擁護義務のある内閣総理大臣が、政教分離規定を蔑ろにして参拝したのです。

第二次安倍内閣はその当初から、戦争ができる国家へと舵を切っています。二〇一三年一二月の秘密保護法強行採決、靖国神社参拝、二〇一四年七月一日の集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定、二〇一五年四月の日米安保ガイドラインの改訂、九月一九日の安全保障法制Ⅱ戦争法の強行採決等、国民の平和的生存権を脅かす動きを強めています。

内閣総理大臣安倍晋三の靖国神社参拝は、その一環として大きな位置を占めているように私は感じます。

裁判官の皆様をお願いいたします。原判決は、訴えの全てを棄却しましたが、もう一度慎重に訴えを聞いてください。最高裁平成一八年判

決の、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して、圧迫、干渉を加えるような性質のものではない・・・このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」という判断は、内閣総理大臣の職務にあるものを人一般にすり替えた判断であり、承服し難い論理です。私たちは、「私人としてひっそりと参拝する場合」を問うているわけではありません。憲法九十九条に規定された「憲法尊重擁護」の義務を負う内閣総理大臣の靖国参拝を問うているのです。

再度お願いいたします。先輩の裁判官の皆様方が出してこられた違憲判決をどうぞ尊重してください。あなた方の判断は、この国の未来を決定します。靖国神社が再び戦争遂行の精神的支柱とならないように。立憲主義を自ら否定するような安倍内閣総理大臣が、再び靖国神社に参拝することがないように、また靖国神社がそれを受け入れないように、厳しい判断を下してください。

後世に禍根を残すことなく、また恥じることのない判断を再度お願いして私の意見陳述といたします。

二〇一六年 九月一五日

意見陳述書

控訴人

【国際情勢の緊張】

安倍首相の靖国神社への参拝は、私のような戦後生まれの若者にも大きな恐怖感を与えるものであります。日本の東アジア諸国への植民地責任や戦争責任の問題は、いまだ全て解決されたとは言えない現状です。その問題の禍根ともなっている靖国神社への参拝はかねてより、東アジア諸国などから批判されてきました。そのような問題を抱えているにも拘らず、他国の反感を買ってまで参拝を行なった安倍首相の態度は、韓国や中国との関係悪化へ繋がったことは明白な事実です。安倍首相の参拝については、今まで口を出すことのなかったアメリカですらも異を唱えたことはまだ記憶に新しいことです。このような状況を見てみれば、靖国神社への参拝をめぐる問題は日本国内の問題にとどまらず、東アジア諸国やアメリカをも含む世界的な政治問題として認識されなければなりません。安倍首相の参拝は明らかに政治主導者として軽率なものであり、「日本国民」を含む「この国」の状況を悪化させるものであります。

「積極的平和」と言いながらも参拝を強行した安倍首相の行為は明らかに矛盾した行為であると私は感じ、その軽率さに自らの生活をも脅かされるのではないかと恐怖を覚えています。

【国内の世論の右傾化】

安倍政権が樹立して以降、防衛費の拡大、武器輸出、九条をはじめとする改憲の動きなどが起こり、それ以前に比べて日本全体を包む空気が「右傾化」してきていると感じます。まがりなりにも「戦争ができない国」として戦後七〇年近く「平和」な状態であった日本が「戦争ができる国」へと歩みを進めようとしたのです。

そして今、その一步を歩み出した安倍政権のもとで私は、いずれ自分や子供たちの世代が戦争へ参加せねばならないのではないかとという危機意識を強く持っています。そして、そうした危機意識をさらに強めたのが、靖国神社への参拝だったのです。

また、私たち若い世代の原告は「匿名」による訴訟を希望しています。現在の裁判の手続き上、完全に「匿名」で行なうことは難しいということは承知しています。それでも「匿名」を希望するのは、安倍首相の参拝によってさらに「右傾化」してきた世論への恐怖があるからです。

ヘイトスピーチやネット上における個人への攻撃は、私と同じように参拝によって恐怖を覚えた若者たちの声を奪いました。恐怖や侵害の事実を訴えるという「国民」として当然に付与されている権利がバッシシングの対象として曝されるという問題があるのです。

裁判所には、この問題が安倍首相の靖国参拝そのものによってさらに悪化しているということを認識して頂きたい。私たち原告は大阪地裁での裁判において、補助参加人から裁判所内でヘイトスピーチを受けました。裁判所内ですらもそのようなことが行なわれたのは、安倍首相の参拝行為が彼らを勇気づけ、極端な右傾化へと向かわせたことの証左です。原告が攻撃され、傷つけられる事態は、安倍首相の公式参拝によってさらに露骨になっているのです。

以上で述べたように、安倍首相の靖国神社参拝によって平和的な生活を脅かされているという恐怖、そしてそれによる被害を口に出す事すら憚られる恐怖などが蔓延する現状を、私は「平和」な状態とは思えません。私の「平和的生存権」の確保と、そして恐怖からの自由を切に訴えます。

【大阪地裁の判決への怒り】

大阪地裁でくだされた「裁判所の

判断は、その後の社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変動等によって変わることもあり得る」から「期待権が法的に保護される利益ではない」という判決には、被告である国や安倍首相に対するもの以上の失望と怒りを覚えました。私が幼いころより学んだ「三権分立」としての裁判所の役割は、単なる空想上の話だったのでしょうか。「社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変動等」によって裁判所の判断が変わるということは、裁判官としての役割を放棄していると言って過言ではないでしょう。どうか、裁判官の皆様には今一度、我々原告の意見を吟味し、ご考慮いただくようお願い致します。

二〇一六年九月十五日

☀ 若者原告、法

廷に入ったのも、ましてや法廷で陳述するなど、まったくの初体験！さぞかし緊張して手に汗：：だったであ

ろうと心配していたのですが、裁判後、本人はあつからんと「陳述の間三人の裁判官の観察をしていた」とか。「陳述している間こちらを全く見ない！『こっちは見んかい！』」と想ったりしていたそうです。



事務局より

〈東京・安倍首相靖国参拝違憲訴訟傍聴記〉



2013年の安倍首相靖国参拝違憲訴訟で、東京地裁は9月5日、12日の二回にわたって原告本人尋問を行った。5日が日本人原告中心で8名、12日は韓国の李熙子（イ・ヒジャ）さんや731部隊の細菌戦による被害者の遺族でもある王選さんら中国人原告を含む6名で、いずれの尋問もそれぞれの人生を25分に凝縮した豊富で重い内容で、聞く者を圧倒し続けるものであった。王選さんは、同じく731部隊被害者である中国人原告・胡鼎陽さんの「代役」だったという事情がある。9月1日になって、12日に尋問が予定されていた胡鼎陽さんに対して、日本の外務省がビザの発給を拒否し、その結果、原告本人が来日し尋問を受けることが不可能になったからである。5日の弁論ではこの日に予定されていた8名の尋問開始に先立って、裁判当事者の国（外務省）によるこの裁判妨害に対して国（の代理人）に原告側から釈明を求めたが、国側は「関知しない」との答弁であった。裁判に直接かかわる法務省はもちろん、外務省も裁判当事者のビザ発給を拒否していることを知らないはずはない。重ねて質した結果、裁判所は48時間以内に（つまり、水曜日の10:00までに）国に書面提出を申し渡した。このやりとりは、胡鼎陽さんのビザ発給と尋問ということにはならなかったが、それでも用意していた「代役」王選さんの尋問が12日に実現したのである。

5日は日本人原告中心で辻子実さんと曹洞宗僧侶・一戸彰晃さんの尋問はスライドをふんだんに使って安倍の靖国参拝の意味をあぶりだすものとなっていた。特に、辻子さんは言わずと知れた「靖国博士」。反対尋問では「献花料」「初穂料」「玉ぐし料」の件で靖国の代理人をおちょくる余裕も見せた。関千枝子さんの「英霊本人による訴訟」という訴えも多くの人に強い印象を与えた。「(平塚)らいてうの家」館長の松本佐代子さんの証言は、お兄さんが予科練に「志願」して16歳で戦死されたことを中心になされたが、若者がどうして志願するのか、親がそれをどうして許してしまうのかということきをきわめてリアルに伝えるものであった。

12日の証言は、靖国の英霊たちが行ったことをその被害を受けた側から明らかにする王選さん、許朗養さんの二人の中国人女性の証言だった。王選さんは上海在住だが、叔父が細菌戦の被害者、許朗養さんは日本軍が侵略した時期の香港の様子をお母さまの体験をもとに証言された。

両日とも傍聴券抽選はほぼ全員当選の状態だったのだが、アチラ側の動員が少なかったためである。証言を聞いてしまったら、コチラ側が変わってしまったという人が出ることを警戒したかもしれない。

すべての証言を紹介することはできなかったが、そんなことを考えさせるほどの充実した証言ばかりだった。

菱木政晴



安倍首相靖国参拝違憲訴訟・東京 次回弁論

2016年12月2日（金） 午後2時～ 最終弁論になります

東京地裁 101号法廷

東京方面の方、是非傍聴に駆けつけて下さい。

戦争賛美の靖国神社に「合祀はイヤだ」の意思表示を！

今年も行います（第5回）！靖国神社への「合祀取り消し要求行動」！

靖国神社は、戦没者を「天皇に忠義を尽くし、進んで日本の戦争に参加した英霊」と意味づけし、神として祀る宗教施設です。多くの遺族がこのような不当な意味づけをされ、しかも流布されていることに大きな屈辱と怒りを感じています。しかし、もし声をあげず、このまま放置すれば、それを認め、納得しているとされかねません。

私たち「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」は、年に一度は靖国神社に赴き、「合祀はいやだ！」という思いを、直接ぶつけて行こうと「合祀取り消し要求靖国行動」を行っています。今年で第5回を迎えます。今年の靖国行動は、2016年10月11日（火）です。一人でも多くの「合祀はイヤだ」の声を「合祀取り消し要求書」にして靖国神社に突きつけたいと思います。

今年は通信発行時期の都合上多くの皆さんには事後報告になってしまいましたが、「私も意思表示してみよう！」と思われる方は来年、以下参照の上ぜひトライしてみてください。

◆遺族とは

遺族年金・公務扶助料を受給している人だけが遺族ではありません。靖国神社合祀と遺族

年金は関係ありません。合祀されている戦没者の親、兄弟姉妹、子ども、孫、甥、姪、いとこなどなどすべてが遺族です。

◆もし、合祀されているかどうか不明の場合、合祀の有無の確認方法

- ・靖国神社に電話（03-3261-8326）して、戦没者との関係と名前を告げたうえで、戦没者の名前、本籍、（わかれば生年月日、戦死年月日）を伝えると調査課につなぎ、その場で合祀年月日を知らせてくれます。

◆費用 「合祀取り消し要求書」提出に費用は一切不要です。

◆「合祀取り消し要求書」はどんな様式でもかまいません、用紙見本が必要な方は「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」事務局まで請求して下さい。

南スーダンへの PKO 派兵で、先に強行採決された憲法違反の戦争法案にもとづいて「駆けつけ警護、宿营地警護、治安維持行動」の命令が発動されようとしており、すでに訓練をはじめています。まして、今回防衛相となった稲田朋美は、安倍首相と考えを同じくする改憲派であり、歴史修正主義者であり、靖国神社参拝を繰り返している靖国神社護持派です。今年の8月15日、稲田朋美はアフリカのジブチに行きました。ジブチは戦後初めての日本軍（自衛隊）の海外基地です。国連安保理は4000人の地域防護部隊の追加増派を決め、日本も賛成しました。地域防護部隊にはいかなる相手であれ、より積極的な武力行使に踏み切る権限を認めています。その上で稲田朋美は記者団に南スーダンへの派兵は「PKO 5原則に合致している」と派兵を合理化しています。稲田朋美のジブチ訪問は派兵準備です。南スーダンに派遣される自衛隊員が「殺し、殺される」恐れが高まっています。

私たちは再び死者を、「国のための死」と意味づけし、「英霊」とすることを何としても許してはならないと思います。かつての侵略戦争になんの反省もなく、「強い国」「戦争のする国」にしようとしている政治状況にある今、私たちの「合祀はイヤだ！」の意思表示が靖国神社への「新たな合祀者」を阻止し、靖国神社と靖国思想を真に解体する大きな力になると考えています。

靖国神社は、これまで「合祀取り消し要求書」に対して、「宗教法人である靖国神社としての信仰の自由に基づいて合祀しているのだから取り消しはできない」と通り一片の回答をよこしていますが、「合祀がイヤだ！」と考えている遺族が少なからず存在し続けていることは無視できなくなっています。しかし、なお少数だと高をくくっているのです。まさに、靖国神社と「合祀はイヤだ！」と思っている遺族との根気競べです。

引き続き遺族の皆さんの積極的な「靖国行動」への参加を呼びかけます。

ご一緒にしませんか

控訴理由書（要旨）

平成28年（ネ）第549号

安倍首相靖國参拝差止等請求控訴事件

控訴人 菱木政晴 外387名

被控訴人 安倍晋三 外2名

2016年（平成28年）9月15日

大阪高等裁判所 第9民事部 ハロA係 御中

第1章 権利侵害

第1 内心の自由形成の権利等

原判決は、「原告らが、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない」とし、また、本件参拝や本件参拝受入れが、合祀者の死を「国（あるいは天皇）」のために喜んで死んだ」のだと意味付けるものでもなく、その布教宣伝に利用したものと解されないとして、控訴人らに、内

心の自由形成の権利等について損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったと認めることはできないとした。

しかし、控訴人らは、本件参拝や本件参拝受入れによって、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権（内心の自由形成の権利等）が侵害されていると主張している。「権利」が侵害されていると主張しているのであるから、これらの「権利」の侵害の存否について判断しなければならない。控訴人らは、「不快の念」あるいは「心情ないし宗教上の感情」が侵害されたと主張しているのではない。具体的な「権利」を特定して、その「権利」が侵害されたと主張しているのであるから、これを「心情ないし宗教上の感情」が侵害されたと主張しているとするのは、当事者が申し立てた事項について判断せず、申し立てていない事項について判断するものである。本審においては、控訴人らが主張している権利についてその侵害があったかなかったかを正面から判断していただきたい。

特に、原判決は、被控訴人安倍が、本件

参拝後、「今の日本の平和と繁栄が、現在の日本人のみで成り立つものではなく、戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝した、過去への痛切な反省の上に立って、二度と戦争を起こしてはならないと考えている」と説明したことをもって、本件参拝や本件参拝受入れが控訴人らの内心の自由形成の権利等について損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったと認めることはできないとしたが、このように行為者の意図・目的・説明を付度して、権利利益の侵害があったかどうかを判断する手法は、名誉毀損等による無形損害の場合を考慮すれば、本来許されないと考える。

第2 期待権

小泉元首相による靖國神社公式参拝の違憲性が問われた2004年4月7日福岡地裁判決、2005年9月30日大阪高裁判決は、法的利益の侵害までは認めなかったものの、内閣総理大臣による靖國神社公式参拝は憲法20条3項に禁止される宗教的

活動であると、明確にその違憲性を判断した。同2訴訟の当事者らは、請求自体は棄却されたものの、憲法違反であるとの司法判断が出た以上、後の内閣総理大臣が憲法違反の行為を繰り返すことはないだろうと信じ、上訴しない決意をし、同2訴訟はそれぞれ確定した。

本訴訟で問題とされている被控訴人安倍による靖國神社参拝は、このような控訴人らの、「国家機関に対する、国家機関が憲法と判断された行為を繰り返すことはないだろう」と期待する権利を侵害するものであった。

日本国憲法は、その最高法規性を宣言し、公務員に憲法尊重擁護義務を課し、三権分立を採用して各権力に互いを監視させ、事後的にも憲法に反する立法等を無効とできる違憲審査制を採用するなど、幾重にも憲法保障制度を定めている。そのような中で犯された内閣総理大臣という公務員による憲法違反行為に対して、違憲審査権を有する司法府が憲法違反との判断を示したにもかかわらず、内閣総理大臣がさらに同様の違憲行為を繰り返すことは、このような憲

法秩序そのものの破壊行為である。そのような憲法秩序破壊行為が行われないと期待できるという権利は、憲法秩序に内在しており、その侵害に対しては損害賠償を請求し得る。

原判決は、この点を見誤り、なおかつ、期待権の内容を「裁判所が同じような判断をするだろうとの期待」と曲解し、「その後の社会・経済的情勢の変動や国民の権利意識の変化等によって裁判所の判断が変わることもあり得るから裁判所のある事件に関する判断に対する個人の信頼、期待」は法的保護には値しないなどと意味不明の判断を示した。見逃せないのは「裁判所の判断が変わることもあり得る」との指摘である。なぜなら、内閣総理大臣による特定の宗教施設への公式参拝が憲法違反であることは、過去も現在も将来も、現行憲法の下では変わりようがないからである。

原判決は、期待権の理解を誤り、さらに、内閣総理大臣による靖國神社公式参拝が憲法違反との判断が変わり得るなどという司法判断として到底許されない誤った前提の下に、控訴人らの期待権侵害の主張を排斥

したもので、破棄を免れない。

第3 平和的生存権に関する判断に関して

1 大日本帝国憲法では、その第1条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあることから明らかなように、天皇は神の子孫として神格を有し、その地位は神の意思にもとづくものとされ、わが国は世界に類のない万世一系の君主国であると説かれた。同憲法が定めていた信教の自由は、神社に与えられた国教的地位と両立しうる限りで許容されたにすぎず、臣民は神社信仰を義務づけられていた。これが、国家主義・軍国主義の精神的支柱となり、とりわけ靖國神社は、天皇制政府・軍部が侵略戦争と植民地支配を遂行するための不可欠な宗教的・イデオロギー的装置として機能した。

このような祭政一致体制を根本的に否定し、わが国に信教の自由・政教分離の確立を要請したのが神道指令であり、そこでは、神道の国家からの分離、神道の教義からの軍国主義的・超国家主義的思想の抹殺、学校からの神道教育の排斥などが政府に対して命じられている。この指令に次いで出された天皇の「人間宣言」によって、天皇の神

格が否定され、神道の特権的地位を支えてきた基盤の消滅が明確にされた。日本国憲法の信教の自由の保障と国家・宗教の厳格な分離は、このような沿革を踏まえて明定されたものである。

こうした歴史に照らすなら、日本国憲法は、20条の政教分離と9条の戦争放棄および前文の平和的生存権保障から成る平和主義とを一体のものとして、国家権力に命じたものにとらえられるべきことは明らかである。

健全な民主主義・平和主義とは、何よりも完全な信教の自由・政教分離を前提とするものであり、日本国憲法は、これを踏まえて制定された。憲法20条・89条と前文・9条とは、その目指すものを共有して誕生したといえる。そのため、この憲法の下では、政教分離違反の国家行為は、原理的に、平和主義を蹂躪するものとなり、市民の主観的権利との関係では、平和的生存権の侵害を惹き起さざるをえない。平和的生存権と政教分離規定は、日本国憲法において、あたかも車の両輪のように密接に結びついているのである。

とすれば、政教分離原則が政府の行為によつて脅かされた場合、国民の平和的生存権が脅かされるという場合が発生する。こ

のことを、控訴人らは、平和的生存権の副次的機能が侵害されたものとして主張している。

2 では、政教分離原則が政府の行為によつて脅かされた場合、いかなる要件が充足されれば、国民の平和的生存権が侵害されたと言えるのか。控訴審において控訴人らは、平和的生存権の定義を、「現在戦争に巻き込まれていないというに加え、将来においても戦争に巻き込まれることはなく、子や孫の世代も戦争に巻き込まれることはないという安心感のもとで、平穏な生活を享受する権利」として限定的に定義して主張している。

日本国憲法は前文第2段において「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としている。前文第1段に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とあることからすると、ここにある「恐怖」とは戦争の恐怖を意味することは明らかである。現在戦争に巻き込まれていない状態であっても、近い将来もしくは将来において戦争に巻き込まれる可能性があり、それを恐怖しているのであれば、前

文第2項にいう「平和のうちに生存する権利」が充足されているとは言えない。明日にも、もしくは来年にも戦争が始まるかもしれないという恐怖の中で暮らすことは、その時点では生存権や生命・身体の自由は脅かされていなくても、憲法前文が指定する「平和のうちに生存する権利」を全うした状態とは言えないのである。

「平和のうちに生存する権利」は、近い将来もしくは将来において戦争に巻き込まれるという恐怖から解放され、子や孫の世代も戦争に巻き込まれるということはないという安心感があつて初めて充足される権利であり、単に現時点での平和だけではなく、将来における平和をも志向した権利であると見るべきである。とすれば、政教分離規定のような平和的生存権と不可分一体をなす原則や人権が侵害され、それにより平和な生活が中断されるのではないかとの不安感、将来において、もしくは子や孫の世代が戦争に巻き込まれるのではないかとの不安感を国民が感じるような状態が惹起されれば、平和的生存権の副次的機能として、平和的生存権侵害が生じたと考えるべきである。

3 本件において控訴人友田良子は、「靖國に

参拝して、靖國を国民のそういう皇民化教育の場としても一遍も立てていこうとする。そのそういう動きが、どんどん戦争へ戦争へ転がっていくような道に、不安でしようがないわけです。そういう不安がある間、30年先、50年先でも不安があるということが、私の平和的生存権を侵害していると思います」としている。被控訴人友田の感じる、将来において平和な生活、平穏な生活が享受できるかどうかとの不安はまさしく本件において控訴人らが定義した平和的生存権が侵害されている状態を如実に示しているものと言える。

控訴人西山誠一は「今度はもう戦争と直結した靖國参拝だと、僕は思っております」と供述し、控訴人増田俊道も、教師としての立場から、本件参拝について「ちょうど自民党の改憲案が出た直後だったと思うんです。その改憲案の中に、天皇を元首にするということであるとか、憲法9条を改正して戦争ができる状態にしていくということが既にありましたので、その一貫として、やはり、また靖國神社を利用しながら戦争へと向かっていく第一歩なのかなというふうに感じました」と供述する。両名とも、本件参拝が戦争につながるもの、平和を脅かすものであると認識し、将来に関する不

安を訴えているものである。

本件参拝が政教分離原則に違反することは論を俟たない。そのみならず、9条改憲を公言している被告安倍が好戦的性格を有する靖國神社を参拝したことに起因して、控訴人らが、将来戦争に巻き込まれる危機感・不安感を有しているような状態すら惹起されたと言え、このことからすれば、本件において、控訴人らの平和的生存権侵害が生じたことは明らかといえる。

第2章 政教分離原則違反を検討しなかった判

断遺脱

そもそも、どんな場合でも他人の権利を侵害しない行為というようなものはない。問題となっている行為の具体的態様や法的適合性と、侵害されたとされる権利・利益の性質・内容の双方を検討しないで、権利・利益の侵害の有無を判断することはできない。

控訴人らが内心の自由等を侵害されたと主張している本件で、侵害行為とされる本件参拝の具体的態様や法的適合性、すなわちそれが内閣総理大臣の職務行為と評価できるかどうか、および政教分離原則に違反するかどうかを全く検討しなかった原判決には、致命的な判断遺脱があると言わざるを得ない。

原判決は、本件参拝の職務行為性認定につながる様々な事実を認定しながら、被控訴人安倍自身による「私人としての参拝」との説明をことさら取り上げ、これに反する証拠を何ら検討もせず、本件参拝の職務行為性を事実上否定した。

しかし、本件参拝が職務行為としてなされたことを裏付ける証拠はふんだんに存在する。被控訴人安倍の率いる政権は、本件参拝前にアメリカ等諸外国の反応を探っているし、事後に噴出した諸外国の批判に対しても「国家」として反応している。

原判決は、安易にも最高裁18年判決に全面的に寄りかかり、権利侵害を検討しようとしなかった。そして、一般の神社と靖國神社とをまったく同列に扱う誤りを犯した。しかし、国が戦後においても、戦没者の名簿を提供して靖國神社にこれを合祀せしめたことは証拠上明らかである。この国の行為が政教分離原則に違反することは、言うまでもない。その当の国の長が、本件のような態様で参拝したならば、客観的には内閣総理大臣としての参拝との判断を免れないではないか。

そして、本件参拝が内閣総理大臣としての参拝であるなら、それは、「国及びその機関は、・・・いかなる宗教的活動もしてはならない。」（憲法20条3項）との禁止規定に違

反し、原告らに対する権利侵害の問題が生じ、それは火を見るよりも明らかである。

本件参拝の政教分離原則違反に関して、最後に申しあげたいことが二つある。一つ目は、もし国、あるいは内閣総理大臣が戦没者「追悼」を行いたいのなら、宗教や心情に関わりなく全国民が違和感を持たないように非宗教的様式で行なわれなければならないし、それは容易なことだということである。

二つ目は、最高裁判平成18年判決は明かにまちがっているから、いずれ変更されざるを得ないということである。同判決は、「靖國神社は他の神社と変わらない。・・・何人もそこに参拝することは自由である。首相の参拝が原告の意に沿わなくても、それは単なる感情的不快感であって、法的に保護されるべき権利の侵害とはいえない。」としているが、戦没者合祀への国の全面的協力の歴史的事実と、その違憲性への類かむりがいつまでも通る道理がない。砂上の楼閣はすぐに崩れる。

第3章 事実認定

第3章の事実認定で、特に強調したい原判決の不当な点は、2点ある。

それは、①安倍談話の重要部分を排除し、本件参拝を、安倍の主観だけをもって評価して、外形的な重大な事実を考慮せず、法的利

益侵害がなかったと判断したことの誤り、及び②本件参拝によりヘイトスピーチが強大化したことに因果関係がないとしたことの誤りである。

まず、原判決36頁において、「安倍は、本件参拝後、今の日本の平和と繁栄が、現在の日本人のみで成り立つものではなく、戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝した、過去への痛切な反省の上に立って、二度と戦争を起こしてはならないと考えている」と説明していることに照らすと、本件参拝や本件参拝受入れが、合祀者の死を「国（あるいは天皇）のために喜んで死んだ」のだと意味づけるのでもなく、その布教宣伝に利用したのもとも解されない。」と評価したことは、重大な誤りである。

原判決36頁は、談話冒頭の「国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。」という箇所を排除している。この部分は、本件参拝の宗教的・政治的意味を評価するにあたって最も重要な箇所である。しかも、安倍は、本件参拝直後に、わざわざ、天皇・国家護持を教義とする宗教施設である靖國神社内で談話を発表した。

冒頭部分は、鮮烈な政治的メッセージ性、即ち、政府広報性を包含する。

戦争で兵士が死亡したことを、「国のため」と位置づけ、「謝罪する」のではなく、「感謝する」のである。

戦前、国粋主義の中で、個人は、「国のために」戦争の道具とされ、命を奪われた。安倍は、戦死者や遺族個人の意思と関係なく、戦死者を一方的に「英霊」とし、感謝するよう表象するのである。即ち、国の行政府の長が、「国家のための」戦争に国民を総動員するという意思表示を行い、死亡後も、「感謝する」から、国のために命を差し出して死ね、というメッセージを流したのである。これは、戦前、国が、国家の戦争遂行を支える施設である靖國神社を利用して行った政府広報そのものである。

次に、原判決が、外形的な重大な事実を考慮しなかったことについて述べる。靖國神社の政治・宗教的性格、その歴史、国が戦後も合祀を積極的に支援してきたこと、本件参拝を安倍と日本政府間が周到に準備した経緯、参拝前の日本政府・海外諸国の行動、内閣総理大臣が参拝し、その公約を実行したこと、神道形式の宗教行為性、国内外の大々的報道、海外諸国政府の批判、これに対する安倍側近議員らの批判、ヘイトスピーチが強大化した

ことは、安倍の本件参拝を評価するうえで極めて重大な事実である。にもかかわらず、原判決は、これら外形的な重大な事実を考慮せず、法的利益侵害がないと判断したのである。

本件参拝を契機として、ウェブサイトには、朝鮮人、中国人に対する人種差別・侮蔑言論が大々的に掲載され、本件参拝により、人種差別、排外主義団体による朝鮮民族などの集団に対する差別が増幅することとなった。本件参拝とヘイトスピーチが強大化したことの間に因果関係があることの証拠であるウェブサイトにページをあらためて提出する。

裁判所において、安倍談話の意義、今回新たに提出した、国内外の影響等、本件参拝の効果を示す証拠を精査いただきたい。それらは、控訴人らの法的利益侵害を基礎づけるものである。

第4章 本件参拝差止請求の必要性

原判決は、控訴人らによる被控訴人安倍の内閣総理大臣としての靖國神社参拝に対する差止請求に対して、法的利益の侵害を認めず、また将来侵害が発生すると認める証拠もないとして、本件参拝差止請求を退けた。

しかし、被控訴人安倍が内閣総理大臣として靖國神社に参拝すれば、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利及び回顧

・祭祀に関する自己決定権、並びに平和的生存権を侵害される被害を生ずることは、本書の第1章に述べたとおりである。

そして、差止めの必要性としては、被控訴人安倍の政治的信条、及び同人が総裁を務める自由民主党の運動方針で「靖國神社参拝」が常に掲げられていることから、から、政治情勢を見て、国内外の強い否定的反応がないと見込めば、被控訴人安倍はいつでも靖國神社参拝を行うおそれがある、という推定の方が強くはたらく。

そして被控訴人安倍は現在も内閣総理大臣在任中であるから、このように在任中に二度三度、靖國神社を参拝し、控訴人らの上記各法的利益を繰り返し侵害する恐れは極めて大きく、控訴人らの被控訴人安倍に対する靖國神社参拝差止請求権を認めるべきである。

第5章 本件参拝受入差止請求の必要性

原判決は、控訴人らに被控訴人靖國神社に対して本件参拝受入れを将来にわたって差し止めるべき法的利益の侵害があったと認めることはできないとし、本件参拝受入差止請求を退けた。

しかし、被控訴人靖國神社が被控訴人安倍の内閣総理大臣としての参拝行為を受け

入れることにより、参拝は完遂するのであるから、参拝を受け入れる行為があつてこそその法的利益の侵害であり、これを認めなかった原判決には判断の誤りがある。

そして被控訴人靖國神社による受入れの差止めの必要性は、同神社が被控訴人安倍を本殿に上げ、「内閣総理大臣」の肩書付きで記帳と花を受け入れたという事実から、現実的に差し迫って存在する。

したがって、被控訴人安倍が本件参拝について差止めを受けるとともに、被控訴人靖國神社も同様に本件参拝受入差止めを受けなければ、控訴人らが各法的利益を繰り返し侵害されることになるから、被控訴人靖國神社による本件参拝受入の差止めは、認めるべき必要性が高いといえる。

第6章 まとめ

原判決は、本件参拝について、被控訴人安倍が内閣総理大臣としての職務の行使として行ったものであるか否か、そうであるなら政教分離規定に反する違憲な行為であるか否かについてすら、およそ検討を加えることなく控訴人らの請求を棄却した。重要な基本的人権にかかわる問題であり、かつ繰り返しされるおそれがあり、憲法上の争点が明確である場合には憲法判断は回避さ

総括

れるべきでない。現時点において、本件参拝の憲法適合性について判断することは、司法に課された最低限の責務である。

何度も繰り返すが、憲法判断をするとなれば、公式参拝といえる限り、首相の靖国参拝は政教分離違反として違憲との判断以外にはない。

控訴人らは、この手の裁判を起こした場合に、裁判所が憲法判断を回避する術があることなどは重々承知の上で本件を提訴し、憲法判断を求めている。そうした提訴に対して、司法がその職責を果たしたといえるには、何故に憲法判断に踏み切らないのかについても、十分に納得できるだけの理由を示さなければならぬはずである。

控訴人らが侵害されたと痛切に訴える権利利益こそ、社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変化等によって判断が変わる余地が大きいものといえる。その可能性は、首相の公式参拝が違憲であるとの判断についてよりもはるかに高いといえる。

平和的生存権については、具体的権利性を肯定した高裁判決が2件ある現状においては、生半可な理由でそれを否定し続ける

ようでは控訴人らも社会も納得しないであろう。宗教の寛容性についても、宗教的少数者の権利保護の必要性が、飛躍的進展を見せるグローバリズムの下で社会の多重性が深化する中、政教分離原則の厳格さと重要性に立ち返ったより実質的な判断が司法には求められているといえる。

今日の法廷では、当然のようにメモを取る傍聴人の姿が見受けられるが、メモが解禁されたのは、1987年最高裁判決を受けてのことである。わずか30年足らず前までは、このような重要な権利自由が極めて薄弱な理由から裁判所によって制約されていたのである。

今この時点での非常識が明日の常識になることもあれば、今日の常識が明日の非常識になることもある。裁判所は、今日の常識が明日の常識でもあることのみに固執していいのであろうか。



お知らせ

★ 以上は9月11日、法廷で弁護士たちが陳述した「控訴理由書」の要旨です。裁判所に提出した全文は78ページにおよぶものです。読んでみたいと思われる方は事務局に請求、またはホームページでご覧下さい。(無料)

★ あわせて資料集2、「靖国」参拝は戦争準備です」(第一審最終準備書面)もぜひ一読下さい。

首相の靖国参拝をめぐる闘われてきた政教分離訴訟が、当初から反戦訴訟であったことを示す集大成とも言える一審のまとめです。①原告最終準備書面②その要旨③判決要旨を掲載、全84ページの記録です。

編集後記

by JO

●「敵国人」って知ってる？

どっちを向いても危ない「日本」になってしまいました。最近やたらと「敵国人」と言う言葉が脳裏をよぎる。「靖国訴訟」でも「戦争法訴訟」でも原告に在日韓国・朝鮮人、まして在日中国人はごくごく少数。

しかし、私などこの日本の右傾化は恐怖です。あの戦争時、日本にとって特に「敵国人」であった私たちは在日中国人は日本本土で恐怖の中で生きた。

戦後生まれであっても私たちは親の世代からありありと伝え聞いているのである。戦時中、「敵国一中国人」故にスパイ容疑等をかけられ、多くの日本在住中国人たちが逮捕、拷問、国外追放の悲劇を経験した。最近のヘイトクライムが平然と私たちの眼前に現れるとき、百回は聴いたであろう巷の「中国が・韓国が攻めてきたらどうするのよ！」と発する声に、戦争へとつながる気配を感じる。親世代が萎縮し口を閉ざしたあの時代が再び忍び寄っている。

皆さんの隣人にこんな恐怖を覚えながら今の日本の状況をじっと見ている人々がいることを感じなければ今日の友がいつしか監視すべき「敵国人」として分断されてしまいはいませんか。

●以下二つの訴訟の案内を掲載します。せめて傍聴席を溢れさせ、私たちの思いを表したいものです。昼間動ける方はぜひ結集下さい！

まだですか！駆け込んで下さ～い！

「戦争法」違憲訴訟の会よりのお知らせです。

「戦争法」違憲訴訟、まだ原告になっておられない方、二次原告募集が始まっています。

二次募集では11月予定されている南スーダンへの自衛隊派遣の差し止め請求を含めての国家賠償請求訴訟です。まだ間に合います、ぜひ原告に加わって下さい。

二次提訴は11月中旬

原告手続き（委任状の提出）10月31日締切

原告訴訟費用 ￥3000

書類の請求など詳細は以下訴訟団事務局にお問い合わせ下さい。

「戦争法」違憲訴訟 冠木法律事務所気付

06-6315-7266

携帯電話 090-4546-4377（岡本隆吉）まで

連絡

「戦争法」違憲訴訟 第一回弁論

11月15日（火）

時間 11時～（30分前には集合）

法廷 大阪地裁 大法廷

学習集会のお知らせ

10/28 お話し泥憲和さん（元自衛官）

自衛隊は 南スーダンに行くな！

10月28日（金）6：30～

エルおおさか 南館1023号

資料代 800円

主催：「戦争法」違憲訴訟

中国人強制連行 「大阪・花岡 国賠訴訟」 第五回口頭弁論

2016年11月17日（木）

午後2時～

（支援者は1:30までに正門前に集合）

大阪地裁・大法廷